

# 藤戸総合事務所 第87号

## 事務所通信

平成 29 年 9 月 10 日 発行 (禁無断転載・ネット上を含む)

発行所 株式会社 藤戸経営研究所

〒 105-0003

東京都港区西新橋三丁目 4 番 2 号 SSビル 4 階

TEL 03 (6809) 1122 FAX 03 (3437) 0250

お役立ち情報随時追加中!

### 藤戸総合事務所ホームページのご紹介

藤戸総合事務所のホームページは情報をどんどん追加しています。特にお役立ち情報が

充実! 税務調査について、配偶者控除の改正について、個人情報保護法の改正について等、確認しておきたい情報満載です。

税務の事なら東京都港区西新橋の藤戸総合事務所にお任せください。

開業20年の豊富な経験と知識  
**藤戸総合事務所**  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-4-2 SSビル4階  
営業時間: 9:00~17:00 (土・日・祝を除く)

無料相談実施中  
お気軽にお問合せください

お気軽にお問合せください  
03-6809-1122  
▶ お問合せフォームはこちら

- ▶ トップページ
- ▶ 事務所概要
- ▶ 代表者ごあいさつ
- ▶ 税務顧問契約
- ▶ お役立ち情報
- ▶ お問合せ



ホームページを見るには・・・  
検索サイトで『藤戸総合事務所』と検索。  
一番上に表示されます。

Google 藤戸総合事務所

すべて 地図 ニュース 画像 動画 もっと見る

約 436 件 (0.66 秒)

港区の税理士事務所 | 藤戸総合事務所  
www.fujitoooffice.com/

港区にある税理士事務所・行政書士事務所・その他幅広い業務を行う総合事務所です。税務・個人開業・会社設立・相続・認定支援・セカンドオピニオン・各種コンサルティングなど、お気軽にご相談ください。なく首都圏に対応しています。

### お役立ち情報 目次

当事務所のFACEBOOKで投稿されたお役立ち情報をまとめてHPIに掲載しています。

- 相続税及び贈与税の税制改正について
- 相続に備える～まずやるべき事!～
- 全額控除されるふるさと納税額
- マイナンバー制度概要
- マイナンバーに関する噂
- マイナンバー運用開始後の現状
- マイナンバーカードでコンビニ交付体験談
- プラスティックマネーについて
- 配偶者控除
- こう変わる! 配偶者控除改正
- 医療費控除
- 住宅ローン控除利用の際の注意点
- 個人住民税の特別徴収について
- 個人住民税の概要
- 年末調整ポイント解説
- 確定申告の実務
- 税務調査☆徹底解説
- 酒税について
- 印紙も税金です
- 個人情報保護法の改正
- セルフメディケーション税制
- 金融機関で使えるお役立ち情報
- 『旧姓名義の銀行口座』 手続体験談

気になる情報があったら是非チェックしてください。

もちろんお役立ち情報は随時追加予定。



藤戸総合事務所...  
27 「いいね!」の数

このページに「いいね!」

友達1人が「いいね!」しました

藤戸総合事務所  
18時間前

【税理士の四方山話・4】  
今月の連続投稿は、所長税理士として日常業務で感じたこと、業界のマニアックなこと、その他について徒然書いています。  
で、今回は税理士関連

FACEBOOKも随時更新中、季節の時事ネタから、税法等の改正情報、スタッフのつぶやきなど、さまざまな情報を配信中です。

藤戸総合事務所のFACEBOOKはこちらのQRコードよりどうぞ→



### 通達『医療機関における施設の一体性について』

厚生労働省医政局総務課長発信により、ビルの複数階に入居する医療機関については「施設内部の専用階段」は必要ないとの通達(医療機関における施設の一体性について)がありました。従来「施設内部に専用階段」を用意していない複数階に入居する医療機関は、全く別の医療機関として取扱われてきた為、医療法人では分院として開設するしかありませんでした。

今後は、「施設内部の専用階段」が用意されていなくても、患者の診療への影響や医療機関の管理者への影響を考慮しつつ、適切な医療を提供する観点から、それぞれの施設が有機的な関係を有し、施設全体で一体性を確保していると確認できれば(諸条件あり)、一つの医療機関として取扱いが可能となります。

当事務所は、この通達を受け、医療法人の定款変更業務に着手し、千葉市・医療法人の定款変更(複合施設の複数階に入居するクリニックの統合)手続きが全て終了致しました。通達を元に昨年末から約半年行政と交渉して来ました。おそらく千葉市では第一号の事例になったのではないのでしょうか。行政によっては、この通達を把握していない所もあると思われまますので、医療法人設立をご検討の方や、分院設置をご検討の方は是非、ご相談ください。(NR)

H29.5.6 月 FACEBOOK 投稿分より

## 税務調査はどうやってはじまるのか？

事務所ホームページお役立ち情報、「税務調査☆徹底解説」より抜粋

### ■税務調査の連絡

税務調査の連絡は、原則として調査開始より一週間以上前に調査官から電話で行われます。

税理士に調査連絡等をして欲しい旨の委任状(税務代理権限証書)を申告書に添付して申告している場合は、調査の連絡は税理士に入り、税理士が代理人として様々な調整を行うことになります。

### ■税務調査の日程調整

調査日程として税務署が希望している日時の都合が悪い場合は、その旨を調査官に申し出て、他の日時に変更して貰う事が可能です。仕事、通院、子供の用事など、きちんとした理由がある場合には、問題なく応じて貰えますので遠慮する必要はありません。

納税者、税理士、そして税務調査官の三者の都合の合う日時に調査をうければ問題ありません。だって「任意調査」ですからっ！

### ■調査の理由などは前もって教えて貰えるの？

税務調査を行う際、税務調査官は前もって下記のような情報を税務署から納税者(税理士)に伝え、前もって確認を受ける必要があります。

- ・調査対象となる納税者
- ・調査担当官署や調査官の名前
- ・税務調査を開始する日時
- ・調査の日程が変更出来る旨
- ・調査を行う場所
- ・税理士の調査の有無
- ・調査の目的
- ・調査の対象となる税目
- ・調査を行おうとする申告の対象期間
- ・調査を行う理由
- ・調査の対象となる帳簿など
- ・調査に立ち会う者の確認(税理士など)

殆どの場合、この内容は電話で伝えられるのですが、全て聞くためには短い場合でも10分程度掛かり、税理士本人が直接聞くことになっています。

ちなみに、この事前通知は日程調整が行われた後で為されますので、納税者や税理士が事前に聞いておきたい事も同時に質問することが出来ます。

私の場合はチェックリストを用意し、必須項目を伝えられたか等を確認するようにしています。(F)

## セルフメディケーション税制

事務所ホームページお役立ち情報、「セルフメディケーション税制」より抜粋

毎年医療費控除を考慮して医療費の領収書を毎年取っておくようにしていますが、合計が年間10万円を超える年は減多にありません。

健康である証拠ですから喜ぶべきことではありますが、そんな方にも、平成29年から、売薬の購入代金のみで年間合計が1万2千円を超えた場合に所得控除ができる、通称セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費に対する医療費控除の特例)が開始されます。

要するに、健康維持の努力を自分で行うように推進し、病気は自分で予防または治療し、なるべく医療機関にかからないように誘導することで、医療費に係る国家負担を軽減することが目的と思われます。

### ■制度を利用できる条件

健康診断や予防接種等を受けて、健康の維持増進、病気予防のための一定の取り組みを行っている個人が、自分や生計を一にする親族のために(特定の)医薬品を購入した場合。

その証明のために、健診、予防接種等(会社で経費負担してくれる健診、予防接種等でも問題ないと思われます)に関する書類が必要になりますが、健診や予防接種の費用そのものは控除になりません。

### ■対象となる医薬品

あくまで、特定の医薬品(いわゆる「スイッチOTC医薬品」)の購入対価のみです。

OTCとは、Over The Counterの略で、薬局のカウンター越しに販売される医薬品(=市販薬)を指し、以前は医療機関で処方される医療薬であったものが、町でも買えるように許可され、市販薬にスイッチしたことからこう呼ばれます。

薬局で売られている全ての薬が対象になる訳ではなく、厚生労働省で指定を受けている医薬品のみが対象となります。

とは言え、通常私たちがよく購入する、風邪薬、胃腸薬をはじめ水虫薬、肩こり腰痛の貼り薬なども入っていますから、おそらくほとんどの薬は対象になるのではないかと思います。また、今後新たに指定されていくものもあると思われるので、常に情報更新が必要かもしれません。(N)

■ ■ ■ もっと知りたい！詳細が気になる！方は、担当者までお気軽にお尋ねください。 ■ ■ ■